

福岡県平尾台自然観察センターの指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県平尾台自然観察センター（以下「センター」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 福岡県平尾台自然観察センター条例
- (5) 福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則

2 施設の概要

(1) 名称

福岡県平尾台自然観察センター

(2) 所在地

福岡県北九州市小倉南区平尾台1丁目4-40

(3) 施設の設置目的

すぐれた自然の風景地である北九州国定公園平尾台地区における県民と自然とのふれあいを促進し、もって自然環境及び自然保護に対する県民の理解を深めることに寄与する。

〔福岡県平尾台自然観察センター条例（平成12年福岡県条例第25号第1条）〕

(4) 活用目標

- ・年間44,000人の利用を目指す。

(5) 土地建物

敷地面積：4,680㎡

建物構造：鉄筋コンクリート造2階建

延床面積：849㎡

(6) 概要（※パンフレットも参照してください。）

【1階】 ・展示室

・身障者用出入口

【2階】 ・出入口

・ハイビジョンシアター

・レクチャールーム

・図書コーナー

・研修室

・医務室

・トイレ

・事務室

}（多目的ホールとして一体利用可能）

【屋上】 ・展望デッキ

【その他】 ・駐車場

(7) 利用状況

令和4年度から令和7年度のセンター利用者数は次のとおりです。

令和4年度 22, 212人（開館日 306日）

令和5年度 12, 118人（開館日 127日）

令和6年度 1, 210人（開館日 0日）

令和7年度 34, 637人（開館日 266日）

※令和5年9月～令和7年5月16日まではリニューアル工事のため休館。

※閉館中もイベントとボランティア研修・活動は継続実施。

(8) 避難所等の指定

センターは避難所に指定されていませんが、災害時の状況によっては、事後的に北九州市から避難所として指定される可能性があります。その際は県、市、指定管理者で役割分担など協議のうえ、必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務

(1) センターの利用管理に関する業務

ア 開館及び閉館業務

イ 利用者の受付、案内等サービス

(2) センター施設・設備の維持及び保守に関する業務

ア 清掃業務

イ 警備業務

ウ 建物・設備保守点検業務

エ 植物（芝生、樹木）の管理業務

オ 施設設備の修繕・改良・改修

・施設設備の修繕は、指定管理者に行っていただきます。

・施設設備の大規模な改良・改修工事は原則として県が行いますが、事前に協定等を締結し両方で確認の上、実施することとします。

カ 展示物及び備品の管理

(3) 自然保護普及・啓発・指導業務

ア 自然観察会等の企画、開催

イ ボランティアの育成・指導に関する業務

(4) フィールド巡視業務

北九州国定公園平尾台地区において、自然公園法違反に対する指導、その他公園利用者への指導・案内、フィールド情報の収集等の業務を行います。

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民がセンターを利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及びセンターに従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密の保持及び個人情報の保護

指定管理者及びセンターに従事している者は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

また、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）第4条第2項の規定を遵守するとともに同条第3項に規定された義務が適切に履行されるよう必要な措置を講じなければなりません。

加えて、締結した協定による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、協定別記「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様です。

(3) 休館日

現行の休館日は、次のとおりです。

①月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）

②12月29日から翌年1月3日までの日

ただし、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができます。利用者に対するサービスを向上させる観点から、人員体制や経費等について総合的に考慮して、事業計画書で提案してください。

(4) 利用時間

現行の開館時間は、午前9時から午後5時までです。

ただし、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができます。休館日と同様の観点から、事業計画書で提案してください。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（1）及び（2）の要件（グループで参加する場合は（1）から（3）までの要件）を全て満たしていること。

（1）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

（2）次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間に

アからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

（3）グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

（1）選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制
		施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開
		広報・PR対策
	サービス・利便性の維持向上	サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応
		安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化

職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画
		業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	自然保護の普及・啓発・指導	自然観察会等の企画、開催
		フィールド巡視の実施
		ボランティアの育成、活用
	その他の特記事項	個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

（２）選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

８ 指定管理者の指定及び協定等の締結

（１）指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

（２）協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の２本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項
- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告（年度報告）
- ・損害賠償
- ・秘密の保持及び個人情報の保護
- ・その他必要な事項

９ 委託料等

（１）管理委託料

県が支払う管理委託料については、５カ年総額が１５１，９９０，０００円（管理委託料上限額）以内となるよう、収支計画書を作成してください。

(2) 支払方法

県が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直したうえで翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

(3) 委託料の精算

経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する資金不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

10 ネーミングライツ（施設への愛称命名権）

福岡県では、一部の県有施設にネーミングライツを導入し、その収入は、より県民が利用しやすい施設とするための整備に活用しているところです。

現在、ネーミングライツを導入する対象施設の拡大を検討しており、今回、指定管理者を募集する福岡県平尾台自然観察センターについても、指定期間内にネーミングライツを導入する可能性があります。その場合、看板の掲出等で指定管理者が行う業務に影響を及ぼすことがありますので、指定管理者は、必要に応じて関係者との協議や調整等にご協力ください。

11 指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

	福岡県	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増	○	
金利や為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議の上、責任の分担を決定するものとする。

12 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者はセンターの管理の業務に関する事業報告書を提出し

なければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② センターの利用状況
- ③ 管理経費の実績

13 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

福岡県は、指定管理者によるセンターの管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

14 指定の取消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取消しにより、福岡県に損害が発生するときは、福岡県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

15 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

《ふくおか電子申請サービス》

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=BO1201&shinseiEdaban=01>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「自然公園係（自然環境課）」ですので、「自然公園係（自然環境課）」を選択の上ご応募ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類

- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑬ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
- ⑭ 共同事業体協定書兼委任状

※①、④、⑬、⑭の書類への押印は不要です。

※⑭は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

16 申請期間（書類の受付期間）

令和8年7月21日（火）午前9時00分から令和8年9月18日（金）午後5時45分まで

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

17 現地説明会

開催日時：令和8年8月21日（金） 14時～（受付13時30分～）

場 所：福岡県平尾台自然観察センター

福岡県北九州市小倉南区平尾台1丁目4-40

電話 093-453-3737

申込方法：法人名（法人でない者は代表者名）及び参加希望者名（各団体2名まで）を明記のうえ、郵送又はFAX、電子メールのいずれかにより、8月19日（木）までにお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

18 応募（申請）に関する質問

受付期間：令和8年7月21日（火）から令和8年9月4日（金）まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-643-3222

E-mail：skoen@pref.fukuoka.lg.jp

回答方法：質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

19 申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県環境部自然環境課自然公園係（行政棟南棟3階）

TEL：092-643-3369、FAX：092-643-3222

E-mail：skoen@pref.fukuoka.lg.jp

20 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

R8年	8月21日	現地説明会
R8年	9月18日	申請書類受付締切
R8年	9月 下旬	書類審査、ヒアリング
R8年	10月 下旬	指定管理者選定委員会
R8年	11月 上旬	指定管理者の候補者内示
R8年	12月 下旬	指定議決
R9年	1月	指定管理者の指定の告示
R9年	3月	県と指定管理者との間で協定締結
R9年	4月	指定管理者による管理開始